

宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成19年12月18日

宮城県監査委員 畠山 和純

宮城県監査委員 袋 正

宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門

宮城県監査委員 谷地森 涼子

記

1 監査委員の報告日

平成19年8月30日

2 通知のあった日

平成19年11月29日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 企業局公営事業課

監査委員の報告の内容

仙南工業用水道事業において、返済の見込みのない一般会計借入金の累積及び精算の見込みのない建設仮勘定の累積が認められたので、七ヶ宿ダム使用权の取扱いを含めた事業の方向性及び当該建設仮勘定についての会計処理方針を明らかにし、早急に改善策を検討されたい。

措置の内容

仙南工業用水道事業の在り方については、県全体の課題として捉え、全庁的検討組織「仙南工業用水道事業検討委員会（委員 - 関係部局次長）」を立ち上げて検討を行っているところである。この検討を踏まえて、今年度中に事業の方向性を決定することとしており、併せて会計処理方針についても明らかにしていくこととしている。

(2) 病院局県立病院課

監査委員の報告の内容

各病院において過年度分の入院収益等未収金が認められたので、引き続き収納促進及び未収金の発生防止のための対策を講じられたい。

措置の内容

未収金の収納促進対策については、各病院に配置した医事業務嘱託員の効率的な活用及び病院事業未収金取扱要領に基づく処理を徹底するとともに、悪質な未納者に対し法的措置を実施するほか、他の手法の導入等も検討しながら収納促進に努めることとした。

また、昨年度から当課及び県立3病院合同で未収金縮減対策強化月間を年1回設定し、一斉に滞納者に対する催告書の送付や自宅訪問などを実施しているが、本年度は強化月間を年2回に増やし、現年度の未納者対策を含め、一層の収納促進を図っている。

未収金の発生防止対策については、医師、看護師等の院内関係部門と連携し、高額療養費の限度額適用認定証の交付申請や分割納入の相談等、事前に患者様へ指導・助言を行うなど一層の発生防止に努める。

### (3) 循環器・呼吸器病センター

#### 監査委員の報告の内容

入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

#### 措置の内容

未収金の収納促進については、医事班職員や医事業務嘱託員が中心となって電話や文書による督促・催告と併せ、週休日等に未納者の自宅訪問を積極的に行い、収納促進に努めている。

また、昨年度から収納促進月間を年1回設定し取り組んできたが、今年度は10月と2月の年2回設定し、一層の収納促進に努めている。

なお、未納者の対応や生活状況等を踏まえ、保証人及び家族とも接触を図った上で分納の指導を行うなど未収金の収納促進を図っている。

未収金の発生防止については、事前に医療費に関する各種の相談に応じる旨を患者様に周知し、特に医療費が高額となる手術予定の入院患者様及びその家族等に対しては、医師・看護師と連携し、医療費に関する説明を積極的に行うなど未収金の発生防止に努めている。

### (4) 精神医療センター

#### 監査委員の報告の内容

ア 職員による入院患者の預り金着服が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

イ 入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

#### 措置の内容

ア 副院長を長とする「金銭管理事故再発防止対策部会」を設置し、「入院利用者金銭取扱規程」等関係規定の見直しや、監査体制の強化等の再発防止策を決定し実施するとともに、公務員倫理に関する院内研修会を開催するなど職員教育の充実を図っている。

イ 未収金の収納促進については、医事業務嘱託員の活用を図りながら、定期的な催告書の発行、家庭訪問及び電話での催告を行い、未収金の収納促進に努めている。

また、高額の支払いが困難な状況にある場合には、未納者（保護者及び連帯保証人を含む。）とよく面談し、福祉制度（障害者年金、生活保護、高額医療費の払戻等）の活用も併せ、根気強く継続して指導している。

未収金の発生防止については、入院患者様の場合は、保護者に対し、退院時の治療費の支払いについて、事前の詳細な説明に努めている。特に、高額医療費制度の限度額適用認定証の交付申請を指導することにより、本人の自己負担分の減に努めている。

また、長期入院患者で支払いが遅延している場合には、その都度保護者とよく話し合い、支払方法について指導・助言を行っている。

外来患者様についても、本人及び家族（保護者）に対し、治療費の支払いについて、事前の詳細な説明に努めている。

なお、いずれの場合にも、患者様の病状を考慮しながら、主治医等の助言を得て、慎重に行っている。

#### （５）がんセンター

##### 監査委員の報告の内容

入院収益等において、過年度の未収金が認められたので、引き続き収納促進と未収金の発生防止対策を講じられたい。

##### 措置の内容

未収金の収納促進については、医事業務嘱託員を活用し、電話や文書による督促や催告を行うとともに、自宅訪問も積極的に実施している。

なお、未納者の生活状況等を踏まえ、保証人及び家族とも接触を図った上で分割納入の指導を行うなど、収納促進に努めている。

未収金の発生防止については、入院患者様への請求書全てに、支払い困難な場合は相談に応じる旨のメモを添付し、MSW（医療福祉専門員）と連携しながら、分割納入や後納の相談に応じ、発生防止に努めている。

また、平成19年4月から、70歳未満の患者様に係る高額療養費の現物給付化が制度化されたので、患者様の制度利用を普及させ未収金の発生防止に努めている。